

介護福祉士が施設(事業所)において、喀痰吸引等を行うまでの流れ

※介護福祉士が、勤務している施設(事業所)で、喀痰吸引等業務を行うためには、実地研修を修了する必要があります

医療的ケア※1 を修了している介護福祉士

対象者：受験資格要件として実務者研修を修了し、H28年度以降に介護福祉士試験に合格した者、または、H27年度以前の合格者であって実務者研修等を修了した者

※1 注意：医療的ケアを修了しているかどうかは、喀痰吸引等修了証、実務者研修修了証又は卒業証明書等によって必ず証明する必要があります。

左記以外の介護福祉士

対象者：H27年度以前の合格者であって実務者研修等を修了していない者

就労事業所が、登録喀痰吸引等事業者※2 であること

※2 施設(事業所)は、熊本県へ「登録喀痰吸引等事業者」として登録していることが必要。すでに「登録特定行為事業者」として登録がある事業者は、別途「登録喀痰吸引等事業者登録申請書」の提出による追加登録が必要。(必要書類等は、県のホームページに掲載)

YES

NO

登録喀痰吸引等事業者(勤務先の施設(事業所))において、必要な行為についての実地研修を受講※3

(必要書類等は、熊本県のホームページに掲載)

※3 施設(事業所)は、厚労省通知喀痰吸引等研修実施要綱(H24.3.30 社援0330 第43号)別添2に定める審査方法に留意して、修得程度の審査等を行う。

登録喀痰吸引等事業者(勤務先の施設(事業所))から、「実地研修修了証」を受領

(公財)社会福祉振興・試験センターに、実地研修を修了した行為の登録事項変更届出を行う。

⇒ 介護福祉士登録証に付記された行為の業務のみ登録喀痰吸引等事業者にて実施可能。

<事業所>

登録喀痰吸引等事業者(勤務先の施設(事業所))は「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録変更届出書」により喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う。

また、実地研修修了証の交付を行った介護福祉士の修了者管理簿を作成し、交付した日の属する年度の翌年度の4月末日までに修了証の交付状況について熊本県へ報告を行う。

○ご注意ください

以下の場合は登録の取消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

- ・実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- ・介護福祉士に対し、要件を満たさない実地研修を実施し、修了証を交付した場合
→ **登録事業者の取消等の処分(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7)**
- ・介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合は、信用失墜行為違反となり、登録の取消し又は名称使用停止など行政処分の対象となることがあります。
→ **介護福祉士等の信用失墜行為の禁止(同法第45条)**

施設(事業所)は、登録特定行為事業者の登録が必要。

登録特定行為事業者に登録済みの場合は、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録変更届出書」により喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う。